

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

消費税法等の一部改正による税率変更に伴い、契約金額に変更が生じたため。

専決第1号

「八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その4）請負契約の締結について」の
議決変更について

平成30年10月12日承認の議決を経た「報告第16号 専決処分の報告に
ついて（八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その4）請負契約の締結について）」の
一部を変更する件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

3 契約の金額	変更前	金706,159,000円
	変更後	金706,656,000円

